

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	東広島市

東広島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 広島県東広島市産業部農林水産課
所 在 地 広島県東広島市西条栄町 8 番 29 号
電 話 番 号 082-420-0939
F A X 番 号 082-422-5144
メールアドレス hgh200939@city.higashihiroshima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、ヌートリア アライグマ、アナグマ、スズメ、その他鳥獣 (カラス、ヒヨドリ、キジバト、マガモ、ア オサギ、ゴイサギ、カワウ)
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	広島県東広島市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	3,184 万円 36ha
シカ	水稻	626 万円 6ha
	麦類	11 万円 1ha
	豆類	30 万円 2ha
	野菜	65 万円 0.4ha
すずめ、その他鳥類	水稻	97 万円 1ha
その他鳥類 (カワウ)	魚類	放流稚魚等の被害のため、漁 獲高被害額は不明。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

東広島市における農作物被害は、主にイノシシ、シカによる水稻被害が大きく、中でもイノシシによる水稻被害は全体の約 79%を占めている。水稻被害は特に北部地域（豊栄町、河内町、福富町）で高い傾向にあるほか、近年では、高屋町においてもイノシシ・シカによる農作物被害が深刻になっており、生息区域の拡大が懸念される。

① イノシシ（被害発生地域：市内全域 被害発生時期：通年）

水稻（主には夏から秋）を中心に農作物被害が発生しているほか、家庭菜園、空き地、側溝などの掘り返しによる生活環境被害も深刻である。

また、近年では過去に出没が無かった集落等においても被害報告があり、イノシシの生息域拡大が懸念される。

② シカ（被害発生地域：市内全域 被害発生時期：通年）

市の中央部では、市街地から離れた田園地帯で水稻を中心に被害が発生

しているほか、近年では高屋町における水稻被害が高い傾向にある。
また、志和町においては、群れでの目撃情報も増加しており、被害の拡大が懸念される。

③ 小動物（ヌートリア等）（被害発生地域：市内全域、河川・ため池周辺） 被害発生時期：通年）

西条町、八本松町でヌートリアによる田植え後の水稻の苗の食害や、志和町で収穫前の蓮根などの食害による被害相談が増加傾向にある。

また、市街地ではため池や水路の目撃情報も増加しており、生活環境被害が懸念される。

④ スズメ・その他鳥類（被害発生地域：市内全域 被害発生時期 春～秋（水稻刈入前））

市内の広範囲にわたり、スズメによる水稻被害が発生しており、河川等で魚（主として稚魚）に対するカワウの被害が発生している。

（注） 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和４年度）		目標値（令和８年度）20%減	
	被害額（万円）被害面積（ha）		被害額（万円）被害面積（ha）	
鳥 獣 被 害 全 体	4,013	48	3,210	38.4
イノシシ	3,184	37	2,547	29.6
シカ	732	10	585	8
スズメ、そ の他鳥類	97	1	78	0.8
その他鳥類 （カワウ）	—	—	—	稚魚放流後の被害目撃回数の低減

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕 獲 等 に 関 す る 取 組	①捕獲班（9班）の編成及び捕獲 ②有害鳥獣捕獲に対する報償	・捕獲班員の高齢化が進んでおり、後継者の育成が継続した課題となっている。

	金及び捕獲班への出動要請謝礼 ③捕獲技術向上活動助成 ④狩猟免許取得・更新費助成 ⑤捕獲柵（箱わな）の貸与及び購入助成 ⑥ICT 技術を活用した捕獲機器の導入 ⑦有害獣処理加工施設の維持管理 ⑧ヌートリア・アライグマの捕獲従事者養成講習会の開催	・捕獲班員の高齢化及びわなの増加に伴い、見廻りなど管理の省力化が課題となっている。 ・捕獲後、食肉として加工できない個体の処理方法及び処理負担の軽減が課題となっている。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	①有害獣侵入防止柵の購入助成 ②鳥獣被害防止総合対策交付金による侵入防止柵の貸与	・地域住民の防護柵に対する知識不足により、適切な設置及び管理ができていない。 ・集落単位で効果的・効率的な対策が実施できるように助言及び支援を行う必要がある。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	①被害防止対策の講習会実施による地域住民の知識習得。 ②ひろしまの森づくり事業を活用した緩衝帯の整備。	・緩衝帯の設置、放任果樹伐採などの環境改善の取組は、個人で対策することが難しく、地域で実施できるように助言及び支援を行う必要がある。

（注） 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（5）今後の取組方針

- | |
|--|
| <p>① 有害鳥獣に対する講習会を開催することにより、地域住民へ有害鳥獣に対する正しい知識の習得及び意識醸成を図る。</p> <p>② 地域ぐるみの有害鳥獣対策を支援する補助事業を創設することにより、集落単位で効果的・効率的な鳥獣対策の推進を図る。</p> |
|--|

- ③ 狩猟免許取得費及び更新費用の補助事業を継続することにより、捕獲班員の増加につながる後継者の確保・育成を図る。
- ④ ICT 技術を活用した捕獲機器の導入を継続することにより、わな管理の省力化を図る。
- ⑤ 有害獣処理加工施設の適切な運営・管理を継続することにより、有害獣処理の負担軽減及び捕獲活動の促進を図るとともに、地域資源として捕獲した個体を有効に活用する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT (情報通信技術) 機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 東広島市内の猟友会の協力により、旧町単位で有害鳥獣捕獲班 (9 地区) を編成し、捕獲班相互に連携をとりつつ、各地区で捕獲活動を実施する。(各捕獲班の構成員は、各町の猟友会長が推薦した者であって、概ね 20 名程度を基準とする。)
- ・ 各地区の猟友会長、捕獲班長をはじめ、関係機関 (市、JA、共済組合、森林組合、漁協等) により構成された東広島市有害鳥獣捕獲対策協議会において連携を図り、被害防止や捕獲等を適切かつ効果的に実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6 年度	イノシシ、シカ、小動物、スズメ、その他鳥類	① 鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、箱わなの購入、ICT を活用した捕獲機器等を導入することにより、捕獲及び管理体制を強化し、捕獲従事者の負担軽減、捕獲頭数の増加を図る。 ② 市の補助事業により、捕獲柵の設置に係る資材購入経費を助成し捕獲活動を促進するほか、狩猟免許資格取得経費、更新経費を助成し、後継者育成に資する。 ③ 小動物、スズメ、その他の鳥類についても、イノシシ、シカと同じく捕獲班による捕獲に併せ、農林業従事者自らによる追い払いや防除対策の啓発活動を推進する。 ④ ヌートリア・アライグマについては、防除従事

		者養成講習会を開催することにより、農林業従事者自らによる防除対策を推進する。
令和 7 年度	イ ノ シシ、シカ、小動物、スズメ、その他鳥類	同上。
令和 8 年度	イ ノ シシ、シカ、小動物、スズメ、その他鳥類	同上。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
広島県鳥獣保護管理事業計画及び第2種特定鳥獣管理計画に基づき、市における被害状況、被害発生予察に応じて適正な捕獲を実施していく。特にイノシシ、シカについては、捕獲数は増加しているが、生息区域は拡大傾向にあることから、免許取得者の増加や箱わな設置数の増加を考慮したうえで、イノシシについては令和4年度の捕獲実績の1割～2割程度増、シカについては令和4年度の捕獲実績の1割～2割程度増とする。被害防止計画期間中は捕獲班による捕獲を強化するとともに、地元農業者と連携し、効率的・効果的な捕獲による被害の低減を図る。 【令和4年度捕獲実績】 イノシシ：2,510 頭、シカ：1,814 頭、スズメ、その他鳥類：83 羽

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ	2,800 頭	2,800 頭	2,800 頭
シカ	2,000 頭	2,000 頭	2,000 頭
小動物 (タヌキ、キツ	300 頭	300 頭	300 頭

ネ、ヌートリア、 アライグマ、アナ グマ)			
スズメ、その他鳥 類 (カラス、ヒヨド リ、ハト、アオサ ギ、ゴイサギ、カ ワウ)	150 羽	150 羽	150 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
有害鳥獣捕獲班による銃器・わな（箱わな・くくりわな・ 囲いわな）による捕獲を行う。捕獲予定場所は、農業者から の被害報告等に基づき、効果的と考えられる場所へ設置す る。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について
記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す
る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル
銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計
画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の
実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し	無し（権限移譲済）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委
譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類
を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別
措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）
第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する
場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ、シカ	電気柵 39,000m ネット柵 38,000m	電気柵 39,000m ネット柵 38,000m	電気柵 39,000m ネット柵 38,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全般	- 被害防止対策の講習会実施により、地域住民の適切な侵入防止柵の知識習得を図る。 - 地域ぐるみの有害鳥獣対策を支援する補助事業を創設することにより、集団で維持管理が可能な体制を推進する。	- 被害防止対策の講習会実施により、地域住民の適切な侵入防止柵の知識習得を図る。 - 地域ぐるみの有害鳥獣対策を支援する補助事業を継続することにより、集団で維持管理が可能な体制を推進する。	- 被害防止対策の講習会実施により、地域住民の適切な侵入防止柵の知識習得を図る。 - 地域ぐるみの有害鳥獣対策を支援する補助事業を継続することにより、集団で維持管理が可能な体制を推進する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	全般	- 被害防止対策の講習会実施により、放任果樹伐採やバッファゾーンの整備などの環境改善対策について、地域住民の正しい知識習得を図る。 - 地域ぐるみの有害鳥獣対策を支援する補助事業を創設することにより、効果的・効率的な環境改善対策を推進する。

令和 7 年 度	全般	・被害防止対策の講習会実施により、放任果樹伐採やバッファゾーンの整備などの環境改善対策について、地域住民の正しい知識習得を図る。 ・地域ぐるみの有害鳥獣対策を支援する補助事業を継続することにより、効果的・効率的な環境改善対策を推進する。
令和 8 年 度	全般	・被害防止対策の講習会実施により、放任果樹伐採やバッファゾーンの整備などの環境改善対策について、地域住民の正しい知識習得を図る。 ・地域ぐるみの有害鳥獣対策を支援する補助事業を継続することにより、効果的・効率的な環境改善対策を推進する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

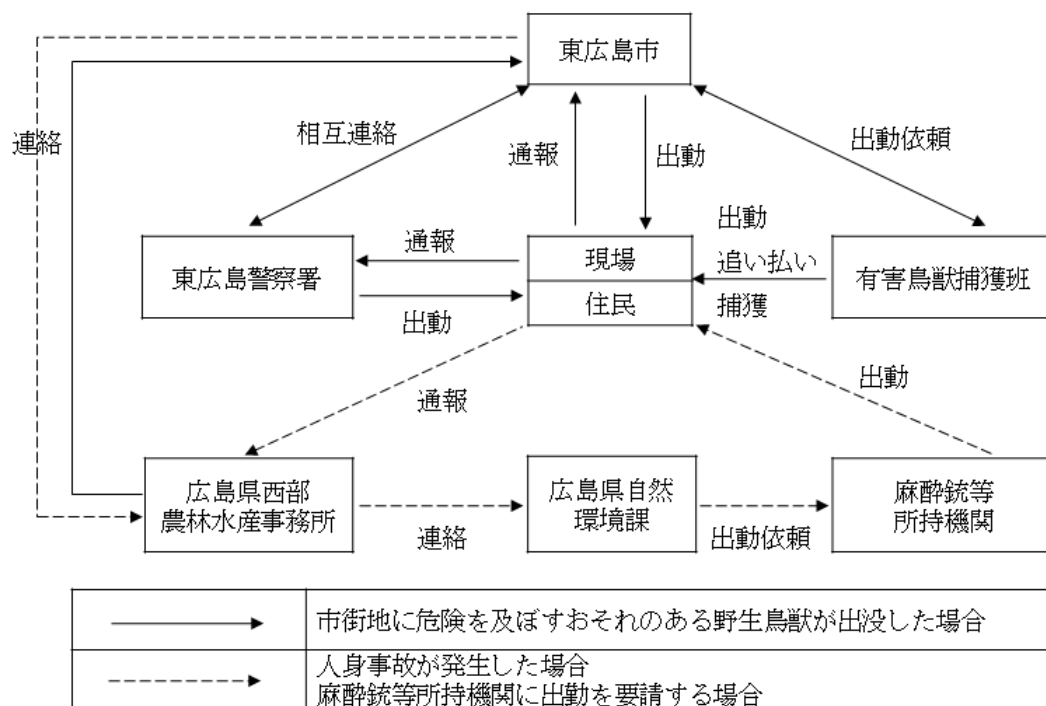
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東広島市産業部農林水産課 地域振興部黒瀬支所 福富支所 豊栄支所 河内支所 安芸津支所	捕獲班への指示。 関係機関との連絡調整。 市民への広報。 住民の安全確保。
広島県警東広島警察署	捜査。住民の安全確保。
広島県西部農林水産事務所 林務第一課	捜査又は狩猟取締。ツキノワグマ出没時の捕獲許可、放獣補助、止めさしの場合の埋設確認。
広島県自然環境課	ツキノワグマを放獣する場合の標識装着。
麻酔銃等所持機関	ツキノワグマを放獣する場合の麻酔薬使用。
鳥獣被害対策実施隊 有害鳥獣捕獲班	放獣補助。止めさし。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣のうち、イノシシ、シカについては、有害獣処理加工施設において食肉として有効活用を図り、有害獣処理加工施設への受入が困難な遠方に位置する地域においても、有害獣処理加工施設の受入拡大等の検討を行う。

また、有害獣処理加工施設での処理が困難な場合は、原則として、環境に配慮し適切な方法で埋設処理、または適切に持ち帰り処理を行うこととする。

埋設処理が困難な場合においては、関係機関と連携の上、廃棄物処理場へ「4頭/日」を上限として搬入可能とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品： イノシシ及びシカについて、令和4年度の処理頭数は1,500頭を食肉として有効活用している。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

東広島市有害獣処理加工施設は指定管理者（東広島ジビエセンター株式会社）による管理運営をしており、年間処理計画頭数は1,500頭である。

食品等としての安全の確保のために、有害獣の処理過程でアルカリ還元水等を利用し、個体の徹底した消毒、洗浄を行うとともに、金属探知機による探査やトレーサビリティの実施による高い品質管理も行っており、令和5年2月14日に国産ジビエ認証も取得している。

令和5年度においては、トレーサビリティ資料のシステム導入をすることにより、効率的な品質管理を行った。

今後は、冷蔵庫等の設備増設を検討することにより、年間処理頭数の増加を図る。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

鳥獣交付金を活用しながら、積極的に従業員の受入や育成を行い、資質の向上や後継者の育成を図っている。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
東広島市産業部農林水産課	事務局
広島県猟友会東広島地区	有害鳥獣関連情報の提供
東広島市有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣捕獲の実施
農業協同組合長 (ひろしま農業協同組合)	被害状況の確認、各地区の意見集約、助言
農業共済組合長 (広島県農業共済組合東広島支所)	農業共済制度による被害情報の提供、助言
森林組合長 (賀茂地方森林組合) (黒瀬町森林組合) (尾三地方森林組合)	営林活動上の鳥獣害対策について助言
漁業協同組合長	水産事業活動上の鳥獣害対策について助言

(安芸津漁業協同組合) (早田原漁業協同組合) (沼田川漁業協同組合)	
鳥獣保護管理員	鳥獣の専門知識に関する助言
東広島市有害獣処理加工施設 指定管理者	捕獲等をした鳥獣の利用方法等について助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島市、世羅町、竹原市、呉市、安芸高田市、三原市、三次市、熊野町	市境での捕獲活動に対する協議連絡
広島県西部農林水産事務所 東広島農林事業所農村振興課	被害防止に関する助言、指導
広島県西部農業技術指導所	被害防止に関する助言、指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

行政職員（4名）による実施隊を編成し、生息調査・被害調査・広報・啓発の活動を実施する。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域の被害対策について、現地指導等のサポート及びコーディネートする人材を確保・育成する。
--

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止

施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町と捕獲許可を相互に行うことにより、市境での捕獲活動を円滑化する。

（注） 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。